

○日本体育大学障がい学生修学支援規程

平成29年2月6日

学長制定

(目的)

第1条 この規程は、日本体育大学(以下「本学」という。)における障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能に障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

2 この規程において「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮」等の内容は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が定めるところによる。

(責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう全学的な障がい学生の支援を推進する。

2 学長は、支援を申し出た学生に対し合理的配慮を提供する。

3 教学センター長は支援を申し出た学生への合理的配慮の提供にあたり、支援実施計画を定めなければならない。

4 教職員は、障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう配慮するとともに、教学センター長が定めた支援実施計画に基づき、具体的支援を実施しなければならない。

(支援の申し出)

第4条 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を教学センターに申し出ることができる。

2 教学センターは、申し出のあった学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行う。

(支援実施計画)

第5条 教学センター長は、前条の申し出及び聴取を受け支援実施計画の案を策定し、教学センター運営委員会の議を経て、当該学生の合意を得たうえで支援実施計画を決定する。聴取には、当該学生の障がい種別に応じて専門的知識を有する教職員が同席する。

- 2 教学センター長は、決定した支援実施計画を関係する教職員等に周知するとともに、その実施を推進する。
- 3 教学センターは、当該学生に対し支援実施計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。また、定期的に支援に関する聞き取りを行ない、必要に応じて見直しを行なわなければならない。
- 4 教学センター長は当該学生の合意のもと、支援実施計画を変更することができる。その場合の手続きは、本条第1項による。

(調整のための体制の整備)

第6条 担当する教職員により提供する支援の内容が著しく異なるなどの状況が発生した場合は、教学センター長は、必要な調整を行うとともに再発防止のための措置を講じる。

- 2 障がいのある学生と教学センターとの間で提供する合理的配慮の決定が困難な場合、当該学生からの不服申立てを受理し、必要な調整を行う組織は、人権侵害防止委員会をもって充てる。

(研修・啓発)

第7条 教学センター長は、障がいのある学生に対する差別解消を推進するため、教職員及び学生の障がいに対する理解を深めるとともに、支援に関する意識向上を図るための研修・啓発を行なう。

(情報公開)

第8条 障がいのある学生の支援の推進及び啓発を図るため、教職員が認識すべき基本的な考え方及び留意事項を別に定め、これを公表する。

(秘密保持義務)

第9条 障がいのある学生の修学支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び修学の支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(支援に係る事務)

第10条 障がいのある学生の修学支援に関する事務は、教学センターが行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、支援の実施に必要な事項については、教学センター運営委員会の議を経て教学センター長が別に定めることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、教学センター運営委員会、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

日本体育大学の障がい学生修学支援に係わる基本的考え方及び留意事項

日本体育大学障がい学生修学支援規程（以下、規程）第8条に定める基本的考え方及び留意事項は、以下のとおりとする。

1. 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（規程第2条第2項）

不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、具体例は次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、これ以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- (1) 障がいを理由に窓口対応を拒否する、または対応の順序を後回しにすること。
- (2) 障がいを理由に資料の送付、説明会等の出席を拒むこと。
- (3) 障がいを理由に本学へ出願、受験、入学、授業の受講、研究指導、実習、入寮や各種式典、行事への参加を拒むこと。
- (4) 障がいを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒むこと。
- (5) 障がいがあるために必要な情報保障手段（ノートテイク等）を用いることを拒むこと。
- (6) 成績評価において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。

2. 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号を考慮し、総合的かつ客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断したときには、障がい者にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。すなわち、双方がお互いの立場を尊重しながら、建設的対話を通じて理解を図り代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- (1) 教育研究やその他本学が行なう活動への影響の程度（その目的、内容、機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模、財政・財務状況

3. 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（規程第2条第2項）

合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行なわれる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、障がいの特性や社会的障壁の除去は求められる状況に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、

双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要がある。

次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(1) 物理的環境への配慮の具体例

- ① 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、案内する者の位置について、障がい者の希望を聞いたりすること。
- ② 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、座席の位置を扉付近にすること。
- ③ 易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申出に対し、休憩室の確保に努めること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- ① 筆談・読み上げ・手話・点字・拡大文字等のコミュニケーション方法を活用すること。
- ② 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行なうこと。
- ③ ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行なうこと。
- ④ シラバスや教材等の印刷物にアクセスできるよう、要望に応じて電子ファイルや拡大資料等を提供すること。
- ⑤ 聞き取りに困難のある学生が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材について可能な範囲で字幕等の情報を補いながら用いること。
- ⑥ 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- ⑦ 事務手続きの際に、必要に応じて職員等が書類の代筆を行なうこと。
- ⑧ 聞き取りに困難のある学生に対して、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- ⑨ 比喩表現等の理解が困難な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに説明すること
- ⑩ 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- ⑪ 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- ⑫ 入学試験、定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

(3) ルール、慣行の柔軟な変更の具体例

- ① スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保すること。

- ② 入学試験や定期試験などにおいて、個々の学生等の障がい特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- ③ 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- ④ 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- ⑤ 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- ⑥ 障がいのある学生が参加している実験実習等について、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ⑦ ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- ⑧ 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書の写真撮影を認めること。
- ⑨ 体調が悪くなる等して、レポート等課題の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- ⑩ 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認等を個別に行なうこと。
- ⑪ 治療などで学習空白が生じる学生等に対して、補講を行なう等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- ⑫ 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- ⑬ 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- ⑭ 学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。
- ⑮ 不随意運動等により特定の作業が難しい障がい者に対し、職員等を配置して作業の補助を行なうこと。
- ⑯ 感覚過敏などがある学生に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。

この基本的考え方及び留意事項の改廃は、教学センター運営委員会の議を経て教学センター長が行なう。

以上